

今後検討すべき重要な項目

2004.11.11

構造改革特区推進会議

以下に掲げる項目は、これまで構造改革特区、地域再生の提案募集で実現できなかった項目のうち、今後とも挑戦すべきと思われるものを事務局でリストアップしたものである。なお、現行制度で実現可能とされたものでも、実際には実現が困難と思われるものも加えてある。作業にあたっては各WGのメンバーからのご意見も参考にさせていただいたが、追加あるいは削除についてさらに多くのご意見もいただき、過誤のないものにしていきたい。

また、別紙として、これらの項目についての各省庁からの回答をご参考までに掲げておいた。

1 教育関係

公設民営の小中学校設立 C

地方独立行政法人による小中学校の運営 C

NPO法人による学校運営の範囲拡大 C

株式会社等への私学助成の容認 C

一貫校による6・3制撤廃 C

教員の任命権の市町村への移譲 C

教育委員会に属している学校の管理運営権限を住民参加組織に付与 D - 1, C

教育委員会権限の校長への移譲 D - 1

教育委員会の必置規制の廃止 C

各校ごとの教科書選択の容認 C

少人数加配教員の非常勤換算 D - 1

採光基準・天井高基準 C、B - 2

2 農業関係

農地転用の国の関与を排除（農地法に係る4ha以上の農地転用許可権限の県への移譲及び2haを超える知事の許可に係る国への事前協議制の廃止） C

農振農用地区域変更の際の県の同意を廃止 C

市民農園の生産物の販売 D - 3

市民農園の単位面積拡大 C

農業地域での開発（農振法）D - 1

企業などが既存の農業者と同じ優遇措置を受けられるように D - 1

市民農園。組合員以外の土地を農協が斡旋できるように C

株式会社による農地取得 C
第3セクターを農業生産法人として認定する C
農業生産法人以外の法人による農地取得 C
市町村を介在させずに地主が直接、企業等に農地貸付を行う C
農家資格のない都市住民（個人）による農地賃借の容認 D - 2 及び D - 1
農地取得下限面積の引き下げ C
農地取得下限面積の決定権の市町村への移譲 C
農地法に係る4ha以上の農地転用許可権限の県への移譲及び2haを超える知事の許可に係る国への事前協議制の廃止 C
農転せずに農地の多目的活用 D - 1
農用地区域内に設置できる農業用施設の拡大 C
農業委員会の必置規制廃止 C
堆肥舎への建築基準法適用除外 C
酒類の製造免許の要件緩和 D - 1

3 都市再生関係

都市計画権限の市町村への移譲 C
3大都市圏の用途指定権限の市への移譲 C
線引き権限の市町村への移譲 C
市街化調整区域における開発許可要件の特例 D - 1
市街化調整区域における農地転用、開発許可手続の簡素化、一体化 D - 1
特別区における建築主事の設置 C
都市公園内の許容建築面積の緩和 C
都市計画運用指針の見直し D 1
都市計画法29条の適用除外の見直し D 1
市街化調整区域内の地区計画の指定基準の緩和 D - 1
道路構造をまちづくりの視点で市町やまちづくり団体等と協働で策定 D - 1
日本人技能労働者の不足を補う外国人技能労働者の雇用 C
総合保税地域で使用・消費される輸入燃料等の関税の免除 F
保税地域許可手数料の見直し F

4 医療・福祉関係

居住地特例の適用拡大 C

市町村介護保険事業計画に基づく痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護の指定権限の導入 C

指定居宅サービス事業者の指定権限の都道府県知事から市町村長への委譲 C

痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活の介護報酬について国の基準額を上限とした市町村による独自設定の可能化 C

認定有効期間の延長 C

3 回目の要介護 5 の要介護認定の有効期間の撤廃 C

介護保険料徴収事務の私人への委託の容認 C

痴呆性高齢者グループホームにおける知的障害者の受入 C

指定居宅サービス等の事業実施に関する人員、設備及び運営に関する基準の緩和 C

社会福祉施設の設置基準緩和による木材利用推進 C

福祉施設の調理業務の外部委託 C

障害児に対するデイサービスに関わる基準の緩和 C

障害者に対するホームヘルプサービスの基準の緩和 C

無資格保育士の児童福祉施設最低基準確保における「准保育士」制度の容認 C

保育所に配置する職員の資格要件の緩和 C

福祉移送サービス市民活動に対する道路運送法の適用除外 C

保健所長の医師資格要件の廃止 C

医療の指導・監査に関する権限の市への移譲 C

医師標準数の算定基準の設定権限の移譲 C

保健所設置に関する要件緩和および権限委譲 C

介護労働者法の改善計画の認定事務の廃止について C

NPO活動従事者に対する労災保険の適用・最低賃金制度適用除外 C

町における民生委員の推薦手続きの簡略化 C

民生委員の推薦に係る国籍条項の撤廃 C

5 自治制度関係

市町村長の必置規定の廃止 C

地方公務員法第 3 条における特別職の範囲を拡大し、市長が指定した部長職以上のポスト、市長が必要とする補佐職を特別職とする C

外国人に対する地方参政権の付与 C

選挙権及び被選挙権年齢の引き下げ C

議会の議決事件の規制緩和 C

地方公共団体の一般職の任期付職員の任期の緩和 C

地方公務員の臨時的任用の対象範囲の拡大 C

非常勤職員に対して期末・勤勉手当の支給を可能とする C
部分休業の承認をすることができる時間等の拡大 C
役場出張所機能の外部委託 C
戸籍謄抄本等戸籍に関する証明書交付事務を指定管理者に委任可能 E
住民票の写し等交付事務を指定管理者に委任可能 C
印鑑登録証明書交付事務を指定管理者に委任可能 C
府市民税（所得・課税）証明書交付事務を指定管理者に委任可能 C
固定資産課税台帳記載事項証明書交付事務を指定管理者に委任可能 C
納税証明書交付事務を指定管理者に委任可能 C
軽自動車税納税証明書（継続検査用）交付事務を指定管理者に委任可能 C
市税等・介護保険料・保育料・幼稚園使用料・市営住宅使用料・水道使用料の納付書再発行事務を指定管理者に委託可能 C
年金現況証明書交付事務を指定管理者に委任可能 E
非常勤嘱託員に特別徴税吏員資格を付与 D - 1
指定管理者による目的外使用許可 C
公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する C
郵政官署法で取り扱う市の事務範囲の拡大 C、D - 1
予算単年度主義の廃止 C
基本構想の策定義務の廃止 C
地方自治体の随意契約範囲の決定権の自治体への移譲 C
政府系資金からの借入金の繰上げ償還の容認 E
農業委員会の必置規制廃止 C
教育委員会の廃止 C
民生委員の推薦に係る国籍条項の撤廃 C
人権擁護委員の推薦に係る国籍条項の撤廃 B
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（電磁的記録式投票機の具備すべき条件等） C
住基カードを利用した電子投票システム構築 C
郵便投票制度の拡充 C

以上